

令和4年度第5回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 令和5年3月22日(水) 午後2時～午後3時35分

2 場所 立川市役所2階 210会議室

3 次第

(1)届出関係諮問事項

① 新型コロナワクチン接種予約・接種管理システムの再構築について

【福祉保健部健康づくり担当課】

② 新型コロナウイルスワクチン接種データエントリー等業務委託について

【福祉保健部健康づくり担当課】

③ 基幹系システム(収納管理システム他4システム)の改修について

【財務部収納課】

④ 第5次長期総合計画策定に係る市民ワークショップ参加案内発送業務について

【総合政策部企画政策課】

(2) 個人情報保護法に基づく死者に関する情報の開示等請求に対する取扱い事務要領(案)について

(3) その他

4 出席者

(1) 委員

齊藤会長、入谷副会長、神宮委員、梶委員及び福原委員

(2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①: 健康づくり担当課長、主査(新型コロナワクチン接種等担任)及び
新型コロナワクチン接種業務係主任

諮問事項②: 同上

諮問事項③: 収納課長及び管理係長

諮問事項④: 企画政策課長、主査(長期総合計画統括等担任)及び政策推進係
長

[事務局]

文書法政課長、情報公開係長及び同係主任

5 議 事

(1) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

諮問事項①：（福祉保健部健康づくり担当課）

【諮問の概要】

令和5年4月から新型コロナワクチン接種の予約を確保する接種予約システムを再構築し運用するとともに、接種結果や問合せ情報を効率的かつ安全に保管・管理するための接種管理システムを再構築し運用する業務を外部委託するもの

【審議内容】

《契約変更について》

○諮問事項②に関係するのだが、データエントリー等業務委託はパンチ入力に関する業務委託であり、立川市は入力件数をもとに費用算定するのが基本だと考えている。しかし、現在委託しているT社は業務に従事する人数をもとに費用算定しており費用面で割高となり、年間にすると1,000万円以上の差となる。市としては事業の効率性を考慮して、システムの契約と入力作業の契約を分割して契約しようとしたが、T社はあくまでも包括契約でなければ契約できないという回答だったため、契約変更に至った。

○（委員）契約変更は簡単にできるのか？

○T社とは令和3年5月の第1回ワクチン接種から包括契約をしてきた。契約当時は約1か月でワクチン接種のシステムを作る必要に迫られ、包括的に委託できる事業者はありがたかった。しかし、それから2年が経過し国からの補助がいずれはなくなり、市単独で実施していくことを考えると経費削減を検討する必要に迫られた。T社とは厳しい交渉を重ねたが合意には至らなかった。

《契約時期と諮問について》

○4月1日からの業務開始となり、契約締結も4月1日となる。諮問が契約直前となった理由としては、来年度のワクチン接種に関する国からの通知が届いたのが3月上旬であり、前もって諮問することが出来なかった。

《二つのシステムについて》

○現在の委託先のT社とR社はパートナー関係にあり、現在使用している二つのシステムはT社を経由してR社から提供を受けている。今後はR社と直接契約

するため、現在の二つのシステムは引き続き使用できる。

《メールアドレスを忘れた場合について》

○利用登録者等がメールアドレスを忘れてしまった場合はいったん登録をリセットし、接種券番号、生年月日と新たなメールアドレスを入力して、新しいパスワードを設定することになる。

《生後6か月の接種について》

○生後6か月から4歳までのワクチン接種についても当該システムで管理することになる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項②：(福祉保健部健康づくり担当課)

【諮問の概要】

令和5年4月から新型コロナウイルスワクチン接種の予診票（接種結果）について、予診票回収、データ作成業務、予診票のスキャニング、データの納品及び予診票の返却に関する業務を外部委託するもの

【審議内容】

《データ入力後の予診票について》

○データ入力済みの予診票は委託業者から引き取り、健康会館（市役所）で保管している。現在40万件分の予診票を医療機関ごと、日付ごとに段ボール箱に入れて保管している。予防接種法では5年間の保管が義務付けられている。

《予診票回収表について》

○予診票回収表は予防接種の種類に応じて何歳が何件、何回目、予診のみが何件という区分で束ねた予診票の表紙となる。予診票の枚数については委託業者に渡すとき、受け取るときに市職員が必ず枚数を確認している。

《委託業者について》

○委託業者はK社に決まった。

《予診票の電子化について》

○予診票は医療機関から紙で届く。電子化については国の判断になる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項③：(財務部収納課)

【諮問の概要】

令和4年度税制改正大綱により地方税務手続のデジタル化の措置を講ずることとなり、令和5年度から地方税共通納税システム（eLTAX電子納税）の対象税目が市・都民税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）及び固定資産税・都市計画税に拡大され、納付書へQRコードを印刷するために収納管理システム、滞納整理システム、個人住民税システム、軽自動車税システム及び固定資産税システムを改修するもの

【審議内容】

《全国一律の実施について》

○今年の4月から全国一律に実施し、市独自のものは無い。

《電子納税の需要について》

○平成31年から市・都民税（特別徴収）と法人市民税の電子納税を始めたが、法人の需要は多かった。今回は個人向けの納付書にQRコードを付けるが、潜在的な需要はあると思う。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項④：（総合政策部企画政策課）

【諮問の概要】

令和7年度を計画初年度とする第5次長期総合計画の策定にあたって市民ワークショップを実施し、日頃市政に参加する機会の少ない若い世代の市民に参加を呼びかけることとなり、住民基本台帳から無作為抽出した18歳～39歳の市民1,200人に参加案内を送付するもの

【審議内容】

《Eメールアドレスについて》

○届出書記載の個人情報には市民課から目的外利用で収集する個人情報であり、Eメールアドレスは市民から直接収集する。

《参加申込書について》

○（委員）収集した個人情報は、使用目的以外には使用しない旨を記載したほうが良い。

○分かりました。追記します。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、参加申込書には収集した個人情報を使用目的以外には使用しない旨を記載すること。

(2) 個人情報保護法に基づく死者に関する情報の開示等請求に対する取扱い事務要領（案）について

資料にもとづいて事務局からの説明があり、以下の質疑応答があった。

【質疑応答】

《判断について》

- （事務局）文書法政課情報公開係と協議しながら、最終的には情報を保有している担当課が判断する。

《公表について》

- （事務局）条例、規則、規程及び要綱は例規類集としてホームページ等で公開しているが、要領は内部規定であり求めに応じて公開することになる。

(3) その他

事務局から3月議会で個人情報保護法に関する質問があった旨を報告し、以下の質疑応答があった。

【質疑応答】

《今後の個人情報保護審査会について》

- （委員）報告の場合、全国一律に実施するような案件は報告の対象から外しても良いと思う。
- （事務局）毎年、保有個人情報開示請求件数や審査請求の有無等を広報やホームページで公表しているので、今回は、その時期に個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告することを考えている。
- （委員）法改正によって審査会に残された機能は審査請求が中心となり、会議のあり方はシンプルに考えてよいのではないか。審査請求は件数が少ないので会議開催数は減ると思う。